

一般社団法人フォーシーズンかがやき

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人フォーシーズンかがやきと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都練馬区に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 当法人は、地域の全ての世代の方々に寄り添い、地域の食・福祉・人財・エコの連鎖の創造を確立し、春夏秋冬、安心して心豊かに暮らし続けることができるまちづくりを推進することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、主に練馬区内において次の事業を行う。

- (1) 子ども、高齢者、地域住民に対する生活支援及び困りごとの相談事業
- (2) 食事提供サービス、各種イベント、セミナー、請負等の企画、運営および開催事業
- (3) 引きこもりの当事者及びその家族に対する支援事業
- (4) 家庭菜園の利用や食品ロス軽減の推進事業
- (5) 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- (6) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (7) 介護保険法に基づく第1号事業
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (9) 飲食店営業
- (10) 菓子製造業
- (11) 食品等販売業
- (12) 労働者派遣業
- (13) 古物営業法に基づく古物商
- (14) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社 員

(法人の構成員)

第5条 当法人は、当法人の目的に賛同する個人または団体であって、次条の規定により当法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 当法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費等の負担)

第7条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時および毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除 名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第10条 前二条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総社員が同意したとき
- (3) 当該社員が死亡し、または解散したとき

第4章 社 員 総 会

(構 成)

第11条 社員総会はすべての社員をもって構成する。

(決 議)

第 12 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事および監事の選任または解任
- (3) 理事および監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表および損益計算書ならびにこれらの付属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散および残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 社員総会は、定時社員総会として毎年4月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

(議長)

第 15 条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議決権)

第 16 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議の方法)

第 17 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長および出席した理事がこれに署名または記名押印する。

第 5 章 役員

(役員)

第 19 条 当法人に、次の役員を置く。

(1)理事 3名以上5名以内

(2)監事 1名以上

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第 20 条 理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令およびこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務および権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時役員総会の終結のときまでとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時役員総会の終結のときまでとする。

3 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事または監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事として権利義務を有する。

(役員解任)

第 24 条 理事および監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 25 条 理事および監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、報酬を支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第 26 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第 28 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 29 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席しその過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 30 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事および監事は、議事録に記名押印する。

第7章 資産および会計

(事業年度)

第 31 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画および収支予算)

第 32 条 当法人の事業計画、収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告および決算)

第 33 条 当法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号および第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表および損益計算書の付属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告

(余剰金)

第 34 条 当法人は、余剰金の分配を行うことができない。

(残余財産)

第 35 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 17 号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 8 章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第 36 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 37 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法により行う。

第9章 附則

(最初の事業年度)

第39条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立日から令和4年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第40条 当法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時代表理事	工藤 亮
設立時理事	工藤 亮
設立時理事	森 政夫
設立時理事	森 明子
設立時理事	堅木 弘幸
設立時監事	中野 千津香

(設立時社員の氏名および住所)

第41条 設立時社員の氏名及び住所は、次の通りである。

(1)

工藤 亮

(2)

森 政夫

(3)

森 明子

(4)

堅木 弘幸

(法令の準拠)

第42条 本定款に定めのない事項は、全て法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人 フォーシーズンかがやき を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和3年4月1日

設立時社員 工藤 亮 ⑩

設立時社員 森 政夫 ⑩

設立時社員 森 明子 ⑩

設立時社員 堅木 弘幸 ⑩